

国に私学助成の拡充を求める意見書

高校生の3割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその8割を私学教育が担っており、私学は公教育の場として大きな役割を果たしているが、その教育条件等の整備の多くは保護者の学納金負担に任されている。

就学支援金制度と奨学のための給付金により、学費の公私間格差は一定程度是正された。更に、私立小中学校に通う児童・生徒に対する授業料補助制度が、国により新設された。

しかし、私立高校の学費は就学支援金分を差し引いても高額な負担が残る。また、各都道府県の授業料減免制度の差により居住する場所によって学費負担に大きな格差が出る、学費の自治体間格差も存在している。この格差をなくしていくには国の就学支援金制度の拡充が強く求められる。

私立学校振興助成法が制定された際に、国の補助率を速やかに2分の1とするよう求める附帯決議がなされていたが、現状は3分の1程度に留まっている。また、2013年の国際人権規約の無償化条項留保撤回により、国は諸外国に対して教育の無償化を宣言した形だが、OECD諸国の教育への公的支出を比べてみても、日本は下位に低迷している。

未来を担う子供たちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担が軽減されるよう、私立高校生への就学支援金を拡充させる議論が求められる。同時に、私学教育本来のよさを一層発揮させる教育条件の維持、向上を図るために、私立高校生への就学支援金制度と私学への経常費助成補助の大幅拡充は当然の方向であり強く求められるところである。

よって、逗子市議会は国に対し、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、私学助成の一層の充実を図るよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月18日

逗子市議会